

我孫子市一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市一時預かり事業補助金交付要綱（平成28年告示第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、我孫子市一時預かり事業補助金交付申請書（様式第1号。次条において「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 一時預かり保育に係る保育士配置状況表</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(変更交付の申請)</p> <p>第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書及び添付書類の内容に変更が生じたとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、我孫子市一時預かり事業補助金変更交付申請書（<u>様式第2号</u>）に変更内容が分かる書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、我孫子市一時預かり事業補助金交付申請書（様式第1号。次条において「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 我孫子市一時預かり事業の実施に要する経費（人件費）の積算内訳書（様式第2号）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(変更交付の申請)</p> <p>第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書及び添付書類の内容に変更が生じたとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、我孫子市一時預かり事業補助金変更交付申請書（<u>様式第3号</u>）に変更内容が分かる書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p>

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、新たに補助金の額を決定したときは、我孫子市一時預かり事業補助金変更交付決定通知書（**様式第3号**）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第9条 規則第11条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) **一時預かり保育に係る保育士配置状況表**

(3)から(8)まで 略

2 略

別表（第5条関係）

基準額	対象経費
1 運営費 (1) 一般型 次に掲げる年間延べ利用児童数の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 一般型対象児童（ <u>イからエまで</u> に該当する児童を除く。）	略

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、新たに補助金の額を決定したときは、我孫子市一時預かり事業補助金変更交付決定通知書（**様式第4号**）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第9条 規則第11条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) **我孫子市一時預かり事業の実施に要する経費（人件費）の積算内訳書**

(3)から(8)まで 略

2 略

別表（第5条関係）

基準額	対象経費
1 運営費 (1) 一般型 次に掲げる年間延べ利用児童数の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 一般型対象児童（ <u>イ及びウ</u> に該当する児童を除く。）	略

(ア) 基本分

a 保育従事者が全て保育士又は1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所 当たり年 額)
300人未満	2,607,000円
300人以上 900人未満	2,997,000円
900人以上 1,500人未満	3,213,000円
1,500人以上 2,100人未満	4,641,000円
2,100人以上	6,069,000円

(ア) 基本分

a 保育従事者が全て保育士又は1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所 当たり年 額)
300人未満	1,600,000円
300人以上 900人未満	1,763,000円
900人以上 1,500人未満	3,173,000円
1,500人以上 2,100人未満	4,583,000円
2,100人以上	5,993,000円

2,700人未満	0円
2,700人以上	7,497,00
3,300人未満	0円
3,300人以上	8,925,00
3,900人未満	0円
3,900人以上	10,353,00円

b a以外（地域密着Ⅱ型を含む。）の場合

年間延べ利用児童数	基準額 （1か所 当たり年 額）
300人未満	2,607,00 0円
300人以上 900人未満	2,880,00 0円
900人以上 1,500人未満	3,092,00 0円
1,500人以上 2,100人未満	4,466,00 0円
2,100人以上 2,700人未満	5,840,00 0円
2,700人以上 3,300人未満	7,214,00 0円
3,300人以上 3,900人未満	8,588,00 0円

2,700人未満	0円
2,700人以上	7,403,00
3,300人未満	0円
3,300人以上	8,813,00
3,900人未満	0円
3,900人以上	10,223,00円

b a以外（地域密着Ⅱ型を含む。）の場合

年間延べ利用児童数	基準額 （1か所 当たり年 額）
300人未満	1,382,00 0円
300人以上 900人未満	1,695,00 0円
900人以上 1,500人未満	3,051,00 0円
1,500人以上 2,100人未満	4,407,00 0円
2,100人以上 2,700人未満	5,763,00 0円
2,700人以上 3,300人未満	7,119,00 0円
3,300人以上 3,900人未満	8,475,00 0円

3,900人以上	9,962,000円
----------	-------------------

(イ) 基幹型施設加算（休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）等の開所及び1日9時間以上の開所を行う施設）

1,150,000円

イ及びウ 略

エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,600円

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分（ウに該当する児童を除く。児童1人当たり日額）

(ア)から(オ)まで
略

イ 在籍園児以外の児童分（ウ又は(3)

3,900人以上	9,831,000円
----------	-------------------

(イ) 基幹型施設加算（休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）等の開所及び1日9時間以上の開所を行う施設）

1,148,000円

イ及びウ 略

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分（児童1人当たり日額）

(ア)から(オ)まで
略

イ 在籍園児以外の児童分（(3) 幼稚園

に該当する児童を除く。児童1人当たり日額)

(ア)及び(イ) 略

ウ 特別な支援を要する児童(次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する児童をいう。)分(児童1人当たり日額)

4,000円

(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとし、都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(イ) 特別児童扶養手当の支給の対象となっている児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員その他の障害に関する専門

型IIを除く。児童1人当たり日額)

(ア)及び(イ) 略

的知見を有する
者が障害を有す
ると認めた児童
その他の健康面
又は発達面にお
いて特別な支援
を要すると市が
認める児童

ただし、1施設当たり年額10,223,000円を上限とする。なお、待機児童 又は特別な支援を要する児童の受入れ促進に資する措置（ア(ア) a (c)、ア(ア) b (c)、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)、イ(イ)及びウ）に係る基準額を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない。

(3) 略

(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額）

ア 基本分 2,400円

イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算
（児童1人当たり日額） 3,600円

ただし、1施設当たり年額10,223,000円を上限とする。なお、待機児童の受入れ促進に資する措置（ア(ア) a (c)、ア(ア) b (c)、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ) 及びイ(イ)）に係る基準額を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない。

(3) 略

(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額）

2,400円

<p>(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緊急一時預かり対象児童</p> <p>a 利用時間4時間以上 <u>12,100円</u></p> <p>b 利用時間4時間未満 <u>6,050円</u></p> <p><u>ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額）</u> <u>3,600円</u></p> <p>(6) 略</p>	
<p>2 略</p>	<p>略</p>
<p>3 運営費の事務経費加算（一般型に限る。） 1 施設当たり年額 2,670,000円</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）、支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下</p>	<p>人件費、賃借料その他預かり事業に係る事務の処</p>

<p>(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緊急一時預かり対象児童</p> <p>a 利用時間4時間以上 <u>12,000円</u></p> <p>b 利用時間4時間未満 <u>6,000円</u></p> <p>(6) 略</p>	
<p>2 略</p>	<p>略</p>

<p>「特定地域型保育事業者」という。）、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業（法第59条の2第1項に規定する施設が実施する法第6条の3第12項に規定する事業をいう。）と一体的に事業を実施している施設を除く事業所を対象とする。</p>	<p>ため に必 要な 経費</p>
<p>4 新型コロナウイルス感染拡大防止事業加算（1施設当たり年額）</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業 500,000円</p>	<p>(1) 子ど も用 マス ク、 消毒 液等 の購 入、 事業 所等 の消 毒、 感染 症予</p>

防の
広報・発
啓等新
型コ
ロナ
ウイ
ルス
感
染
症
の
大
止
防
を
図
る
た
め
に
必
要
な
経
費

(2) 新型コロナウイルス(2)
の感染拡大防止対次に
策事業(緊急包括支援掲げ
事業分) 500,000円る経
費

ア
マ
ス
ク、
消
毒
液
そ
の
他

の衛生用品は、感染防止のための備品の購入、事業所の消毒、感染症予防の広報・啓発等新型コロナウイルス感染症の感染拡大

防止を図るために必要な経費、研修費、職員に対する手当その他の職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら

事業を継続的に実施するために必要な経費

備考

- 1 「特別利用保育等対象児童」
とは、**支援法**第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び支援法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童をいう。
- 2 「緊急一時預かり対象児童」
とは、支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）を利用していない児童について、保育所等

備考

- 1 「特別利用保育等対象児童」
とは、**子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）**第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び支援法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童をいう。
- 2 「緊急一時預かり対象児童」
とは、支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、**支援法第27条第1項に規定する**特定教育・保育施設又は**支援法第29条第1項に規定する**特定地域型保育事業者（以下

への入所が決まるまでの間、定期的に預かる児童をいう。

「保育所等」という。)を利用して
していない児童について、保育
所等への入所が決まるまでの
間、定期的に預かる児童をい
う。

3 「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

様式第1号中「㊤」を削り、

「

補助金等の名称	
---------	--

」を

「

補助金の名称	我孫子市一時預かり事業補助金
--------	----------------

」に、

「補助事業等」を「補助事業」に、「我孫子市一時預かり事業実施状況報告書（様式第2号）」を「我孫子市一時預かり事業実施状況報告書」に、

「（5） 我孫子市一時預かり事業の実施に要する経費（人件費）の積算内訳書（様式第3号）」を

「（5） 一時預かり保育に係る保育士配置状況表

（6） その他市長が必要があると認める書類

」に改める。

様式第2号を削る。

様式第3号中「㊤」を削り、

「

補助金等の名称	
---------	--

」を

「

補助金の名称	我孫子市一時預かり事業補助金
--------	----------------

」に、

「補助事業等」を「補助事業」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、

「

「法人所在地

様 法 人 名

」を 代表者氏名

様」に改め、

同様式を様式第3号とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の我孫子市一時預かり事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。